

## 前橋市自動体外式除細動器（AED）貸出要綱

### （目的）

第1条 この要綱は、本市で開催され、市民が参加する各種行事等において、参加者が心肺停止状態に陥ったときの救急救命に備え、主催する団体等へ自動体外式除細動器（以下「AED」という。）を貸出すことにより、市民の救命率を向上させることを目的とする。

### （貸出機器）

第2条 この要綱により貸出す機器は、保健総務課等に保管するAEDとする。

### （貸出対象）

第3条 AEDを貸出す対象は、市内で開催する営利を目的としないスポーツ競技、健康を促進するイベント、その他各種自治会行事を行う団体等とする。

### （貸出期間）

第4条 AEDの貸出期間は、貸出開始日から起算して7日以内とする。ただし、返却期限日が前橋市の休日を定める条例（平成元年前橋市条例第14号）第1条第1項に規定する市の休日に当たるときは、その日の翌日（その翌日も同条例に基づく市の休日に該当する場合は、その日以降に到来する直近の市の休日に該当しない日）をもってその期限とみなす。

### （貸出台数）

第5条 AEDの貸出台数は、原則として1台とする。

### （貸出申請）

第6条 貸出を受けようとする者は、原則として貸出日の3ヶ月前から7日前までに前橋市自動体外式除細動器（AED）貸出申込書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

### （貸出の決定）

第7条 市長は、前条の規定による申込書の提出を受けたときは、その内容を審査し、貸出の可否を決定することとする。

2 市長は、前項の規定による決定をしたときは前橋市自動体外式除細動器（AED）貸出承認（不承認）通知書（様式第2号）により、当該申請者に通知しなければならない。

### （費用の負担）

第8条 AEDの貸出に係る費用は、無償とする。

2 貸出期間中におけるAEDの運搬、維持管理等に要する経費は、AEDを借り受けた者（以下「借受者」という。）の負担とする。

### （遵守事項）

第9条 借受者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) AEDは常に良好な状態で管理すること。
- (2) AEDを使用するときは、取扱説明書によって適切に使用すること。
- (3) AEDを処分し、又は目的以外に使用してはならない。
- (4) AEDを転貸し、又は譲渡しないこと。

(承認の取消等)

第10条 市長は、借受者が次の各号のいずれかに該当するときは、貸出の承認を取り消し、貸出期間中であってもAEDを返還させることができる。

- (1) 借受者がAEDを使用しなくなったとき。
- (2) 前条の規定に違反したとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めるとき。

(返却)

第11条 借受者は、貸出期間の満了日までにAEDを返却し、前橋市自動体外式除細動器(AED)実績報告書(様式第3号)を市長に提出しなければならない。

(亡失・損傷等の報告)

第12条 借受者は、AEDを亡失し、又は損傷させたときは、直ちに前橋市自動体外式除細動器(AED)亡失・損傷報告書(様式第4号)を市長に提出しなければならない。

(損害賠償)

第13条 市長は、借受者がこれを亡失し、又は損傷させた場合、市長が相当と認める損害額をもって賠償させることができる。

2 借受者が無断で他に譲渡し、又は担保に供する行為等を行った場合も同様とする。

(外部施設における事務処理)

第14条 保健総務課以外の施設が貸出用AEDを保管する場合にあっては、当該施設を管理する者が、第6条、第7条、第10条及び第11条に規定する事務を処理するものとする。

(補則)

第15条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年5月18日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

前橋市自動体外式除細動器（AED）貸出申込書

令和 年 月 日

前橋市長

申請者（借受者）

住所（所在地）

団体名

代表者氏名

連絡先（電話）

自動体外式除細動器（AED）の貸出を受けたいので、下記のとおり申し込みます。

行事等の名称				参加予定人数 _____名
開催場所				
資格者	<input type="checkbox"/> 医療従事者 <input type="checkbox"/> 救命講習修了者 <input type="checkbox"/> 特になし			
開催期間	令和 年 月 日（ ）から 令和 年 月 日（ ）まで			
貸出希望期間	令和 年 月 日（ ）から 令和 年 月 日（ ）まで			
連絡担当者	氏名		電話	
その他	（※行事等の雨天順延予定等について記入してください。）			

※以下、注意事項を必ずお読みください。

【注意事項】

- ・貸出期間は、7日以内とします。
- ・貸出期間中におけるAEDの運搬、維持管理等に要する経費は、借受者の負担となります。
- ・貸出期間中にAEDを亡失又は損傷させた場合は、市長が相当と認める金額を賠償していただきますので、取扱いには十分注意をしてください。
- ・申込書は貸出希望日の3ヶ月前から7日前までにご提出ください。
- ・貸出希望期間が重複した場合は、申込順により貸出を決定します。

令和 年 月 日

様

前橋市長 山本 龍  
(公印省略)

### 前橋市自動体外式除細動器（AED）貸出承認（不承認）通知書

令和 年 月 日付けで申請のあった自動体外式除細動器（AED）の貸出について、次のとおり決定したので通知します。

貸出の可否	承認 ・ 不承認		
不承認の理由			
行事等の名称			
貸出期間	令和 年 月 日（ ）から 令和 年 月 日（ ）まで		
貸出機器	機器名		シリアルNo.
	付属品		
注意事項	※AEDの引渡しを受ける際には、本通知書をご持参ください。 ※貸出期間中にAEDを亡失又は損傷させた場合は、市長が相当と認める金額を賠償していただきますので、取扱いには十分注意をしてください。 ※パッドは、実際にAEDを使用する直前まで開封しないでください。 ※行事等が終了したら、速やかに返却してください。 ※返却の際には、前橋市自動体外式除細動器（AED）実績報告書の提出してください。		

問い合わせ先  
前橋市保健所 保健総務課総務企画係  
(保健所2階)  
電話 027-220-5781

様式第3号（第11条関係）

前橋市自動体外式除細動器（AED）実績報告書

令和 年 月 日

前橋市長

報告者（借受者）

住所（所在地）

団体名

代表者氏名

連絡先（電話）

下記のとおり自動体外式除細動器（AED）を返却します。

行事等の名称				
貸出期間	令和 年 月 日（ ）から 令和 年 月 日（ ）まで			
貸出機器	機器名		シリアルNo.	
破損等の有無	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有（様式第4号を添付）			
AEDの使用	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有（以下①～⑦の項目に記入してください）			
	① 使用日時	令和 年 月 日（ ） 午前・午後 時 分 頃		
	② 要救護者	年齢	歳	性別 男・女
	③ 使用前の状況			
	④ 救護者の資格	<input type="checkbox"/> 医療従事者 <input type="checkbox"/> 救命講習修了者 <input type="checkbox"/> 特になし		
	⑤ 除細動の実施	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
	⑥ その後の状況			
	⑦ 消耗品等の使用状況	<input type="checkbox"/> パッド 個 <input type="checkbox"/> レスキューキット		

※報告書を添えてAEDを返却してください。

※以下は、記入しないでください。			
貸出日	年 月 日	対応者	印
返却日	年 月 日	対応者	印

様式第4号（第12条関係）

前橋市自動体外式除細動器（AED）亡失・損傷報告書

令和 年 月 日

前橋市長

報告者（借受者）

住所（所在地）

団体名

代表者氏名

連絡先（電話）

自動体外式除細動器（AED）を亡失・損傷したので、下記のとおり報告します。

行事の名称				
貸出機器	機器名		シリアルNo.	
報告事由	<input type="checkbox"/> 亡失 <input type="checkbox"/> 損傷			
発生年月日	令和 年 月 日（ ） 午前・午後 時頃			
発生場所				
発生した経緯	（※状況等詳細に記入してください。）			